

平成31年度低炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務に関する企画書等審査基準及び採点表

委員名：

提案者名：

企画書作成事項		審査項目	審査基準	配点	得点
1	業務に対する理解度	低炭素社会実現のための都市間連携事業に対する理解度	低炭素社会実現のための都市間連携事業について理解できているかについて評価する。	10	10
2	応募事業内容に関する評価	応募事業の実現可能性	応募事業の実現可能性について評価する。	15	
		応募事業の先進性	応募事業の実現時の他地域への展開可能性が高く、先進性があると認められるかについて評価する。	15	
		都市間連携による裨益	応募事業における都市間連携の活用が、対象都市の低炭素化の実現に寄与するものかどうかについて評価する。	15	
		出口戦略の具体性	応募事業及び都市間連携の活用を通じて、本事業終了後の事業化を前提に、どのような目標にどのような戦略でアプローチするかが明確であるかを評価する。	20	
		応募事業のステークホルダーの妥当性、信頼性(与信)	想定されたステークホルダーが当該国・都市や地域で応募事業を実施する場合のステークホルダーとして妥当かについて評価する。	10	
		応募事業のステークホルダーの関心	想定されたステークホルダーが応募事業に興味関心があり、関心表明レターが取得されているかについて評価する。	5	
		応募事業実現時の適用技術への本邦技術の活用可能性、その優位性	応募事業で適用を想定する技術が本邦技術であり、優位性があるかについて評価する。	5	
		応募事業の費用対効果	応募事業の費用対効果は高いかについて評価する。 4,000円/t-CO ₂ ・年以下であれば20点 4,001円/t-CO ₂ ・年以上5,000円/t-CO ₂ ・年以下であれば16点 5,001円/t-CO ₂ ・年以上6,000円/t-CO ₂ ・年以下であれば12点 6,001円/t-CO ₂ ・年以上7,000円/t-CO ₂ ・年以下であれば8点 7,001円/t-CO ₂ ・年以上8,000円/t-CO ₂ ・年以下であれば4点 8,001円/t-CO ₂ ・年以上であれば0点とする。	20	135
		応募事業の温室効果ガス削減量	応募事業を実施した場合、実施直後の温室効果ガス削減量が多いかについて評価する。 100,000t-CO ₂ /年以上であれば20点とする。 50,000t-CO ₂ /年以上、99,999t-CO ₂ /年以下であれば16点 10,000t-CO ₂ /年以上、49,999t-CO ₂ /年以下であれば12点 5,000t-CO ₂ /年以上、9,999t-CO ₂ /年以下であれば8点 1,000t-CO ₂ /年以上、4,999t-CO ₂ /年以下であれば4点 999t-CO ₂ /年以下であれば0点	20	
		応募事業者のプロジェクトへの参加有無	応募事業者（共同応募者含む）は、応募事業が実現する際にプロジェクトに参加する（除 MRV方法論の策定・プロジェクト設計書（PDD）等の作成）企業であるかについて評価する。 参加企業であれば10点 参加企業でなければ0点とする。	10	
3	業務実施体制	配置予定の管理技術者の手持ち業務	配置予定の管理技術者の手持ち業務量(除 本業務)は適切かについて評価する。 1件以下あれば5点 2件あれば4点 3件あれば3点 4件あれば2点 5件あれば1点 6件以上あれば0点 とする。	5	10
		配置予定の管理技術者の適性	配置予定の管理技術者の技量は適切かについて評価する。	5	
4	業務実績	過去におけるJCM事業の採択実績	左記業務実績が1件以上あれば5点とする。	5	5
5	組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況	事業者の経営における事業所（本社等）において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度のうち、第三者による環境マネジメント認証取得等の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	事業者の経営における主たる事業所（本社等）において、環境マネジメント認証取得があるか。又は過去に認証を受けたことがあり、現在事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続しているか。1つでもあれば加点（5点）する。	5	5
6	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という）に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写し（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し）を添付すること。 ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。	女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定等） ・1段階目（※1） 2点 ・2段階目（※1） 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画（※2） 1点 ※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）が努力義務により提出し、企画書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。 次世代法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定） ・くるみん認定 2点 ・プラチナくるみん認定 4点 若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	5	5
				170	点

注1) 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

注2) 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1／2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。